

# 宮城県登米総合産業高等学校PTA会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は宮城県登米総合産業高等学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

### (会員)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本校生徒の保護者及び教職員
- (2) 特別会員 前項以外の者で、特に本会の目的に賛同する者

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、会員相互及び学校と家庭との緊密な連携を図り、学校と家庭が一体となって生徒の指導に当たり、教育効果を高めることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校の教育環境の整備改善
- (2) 学校外における生徒の生活指導への協力
- (3) 生徒の指導上必要な知識や教養を身に付けるための研究会、講演会等
- (4) 会員相互の親睦を図るための諸行事
- (5) 他の教育諸団体との連絡提携
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第3章 役員等

### (本部役員及びその選出方法)

第5条 本会に次の本部役員を置き、その選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 庶務 若干名(3名程度)
- (5) 監事 3名

2 本部役員は総会において選出する。

3 会長、副会長は、役員会において選考し、総会で承認を得る。会計・庶務・監事は、会長が委嘱する。

### (本部役員の任務)

第6条 本部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 会務を統理し、本会を代表する。

- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。また、学年委員会、専門委員会のアドバイザーとなる。
- (3) 会計 本会の会計と財産の管理を行う。
- (4) 庶務 庶務は、本会の文書の取り扱い、その他庶務全般を処理する。
- (5) 監事 本会の事業及び会計財産を監査する。

(顧問・参与)

第7条 本会に顧問若干名及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会に諮って会長が委嘱し、本会の運営について会長の諮問に応じる。
- 3 参与は、本校の校長をあて、本会の運営に参画する。

(本部役員・顧問・参与・委員の任期)

第8条 本部役員・顧問・参与・委員の任期は1年とし再任を妨げない。補欠によって就任した本部役員の任期は前任者の残任期間とする。また、任期満了後も、後任者が就任するまではその任務を行う。顧問・参与の任期は、委嘱後の次回総会までとする。

#### 第4章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 学年委員会
- (4) 学年会
- (5) 学級会
- (6) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は年1回4月に会長が招集する。ただし、時宜によりその時期を変更することができる。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めた場合に召集する。
- (3) 総会の議長は役員会で選考する。

2 次の事項は、総会において議決又は承認を要する。

- (1) 会則の決定及び改正
- (2) 本部役員の承認
- (3) 前年度事業及び前年度決算の承認
- (4) 新年度事業及び新年度予算の審議決定
- (5) その他必要事項の審議決定

3 総会は出席会員をもって構成する。

4 総会の議決は出席会員の過半数の同意による。ただし、会則改正は出席会員の3分の2以上の同意による。

(役員会)

第11条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、各委員会委員長及び副委員長をもって構成する。

2 役員会は会長が招集し、その議長となる。

3 役員会では、次の事項を審議する。

(1) 総会の決定事項の運営に関すること

(2) 総会に提出する議案の審議決定

(3) 総会に諮らない役員等の承認

(4) その他必要事項の審議決定

(学年委員会)

第12条 学年委員会は学年ごとにこれを設け、各学級2名ずつの学級委員をもって構成し、会務の運営について協議する。

2 委員長1名、副委員長1名は学級委員の互選とする。

3 委員長は必要に応じ学年委員会を招集し、その議長となる。

4 学年委員長、副委員長は、役員会の構成委員となる。

5 学年委員長、副委員長以外の学級委員は、専門委員会の委員を兼任する。

(学年会)

第13条 学年会は各学年会員により構成し、学年の運営について協議する。

2 学年会は学年委員長が随時必要な場合に召集し、その議長となる。

(学級会)

第14条 学級会は各学級会員により構成し、学級の運営について協議する。

2 学級会は学級委員が随時必要な場合に召集し、その議長となる。

3 学級委員は学級会員の互選により、2名選出する。

(専門委員会)

第15条 本会に次の専門委員会を置く。また会長は役員会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

(1) 広報委員会

(2) 健全育成委員会

(3) 研修委員会

2 専門委員会の構成は、学年委員長及び副委員長を除いた学級委員とする。

3 各専門委員会は、10～12名で構成し、専門委員会ごとに委員長1名、副委員長1名を委員の互選により選出する。

4 各専門委員長は必要に応じ各専門委員会を招集し、その議長となる。

5 各委員会はその目的達成のための諸事業を行う。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金、事業収入及びその他の収入をもって当てる。

2 会費は、普通会費と臨時会費とし、臨時会費は臨時に必要な時徴収する。

(会費及び会計処理)

第17条 会費等の金額及び会計処理については、別に定める。

(会計事務の委託)

第18条 本会は、会計事務の一部を学校長に委託することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監査)

第20条 会計は年1回監査を受けなければならない。

(予算の補正)

第21条 予算の補正は、役員会の承認を得て行うことができる。

## 第6章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

(3) 事務局長は、本校職員の総務部長の教諭をあて、会長が委嘱する。

(4) 事務局員は、本校職員の教頭、事務室長、総務部員及び事務職員をあて、会長が委嘱する。

(5) 事務局長は、本会の事務を管理する。

(6) 事務局員は、本会の庶務、出納及び会計の事務に当たる。

## 第7章 補則

(運営)

第23条 本会は、政治的、宗教的色彩を含まず、教育団体として民主的に運営するものとする。

2 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会に諮って会長が別に定めることができる。

## 附則

この会則は、平成27年4月11日から施行する。